

平成30年度 第2回鎌ヶ谷市消防委員会会議録

- 1 開催日時
平成31年2月5日（火曜日）午前9時30分から午前10時30分まで
- 2 開催場所
消防本部3階会議室
- 3 出席者
(1) 委員 鈴木定夫委員（委員長） 長瀬正久委員（副委員長）
 廣部信隆委員 篠田利恵委員
 中村美恵子委員 澁谷誠幸委員
(2) 事務局 川上英明消防団長 鈴木信彦消防長
 松本禎久参事（事）次長（事）消防総務課長
 矢ノ目健二予防課長 岩上一彦警防課長
 松下晃通消防総務課長補佐 川崎大郎消防主事
- 4 議題
議案1 平成30年度事務事業進捗状況について
議案2 平成31年度予算（案）の概要及び事務事業について
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議の公開 非公開について
公開

7 発言の要旨

- 消防総務課長 消防委員会条例第5条第4項による会議成立を報告、傍聴の申出がなかったことを報告し、平成30年度第2回消防委員会会議開会を宣言した。
- 鈴木委員長 挨拶
- 川上消防団長 挨拶
- 消防長 挨拶
- 消防総務課長 消防委員会条例第5条第3項の定めにより委員長が議長を務めることを伝えた。また、会議録署名人は廣部委員と澁谷委員であり、任期中は継続であることを確認した。
議長へ進行をお願いした。
- 鈴木議長
事務局 議案1平成30年度事務事業進捗状況について説明を求めた。
議案1平成30年度事務事業進捗状況について、職員研修、火災予防、救急救命、消防団、施設等について説明した。
- 鈴木議長
事務局 議案2平成31年度予算(案)の概要及び事務事業について説明を求めた。
議案2平成31年度予算(案)の概要及び事務事業について、常備消防費として一般人件費、消防事務に要する経費、消防庁舎の管理運営に要する経費、職員研修に要する経費、予防業務に要する経費、警防業務に要する経費、大規模災害時応援に要する経費、消火栓改修事業、非常備消防費として消防団運営に要する経費、消防団装備品整備事業、消防施設費として消防車両更新事業、消防団車両更新事業の内容を説明した。
なお、平成31年度予算(案)は議会議決前の要求額であり、決定されていないことを申し添えた。
- 予防課長 最近3カ年の火災状況及び平成30年に発生した火災の内訳について、「建物火災」17件、「その他火災」3件であることを説明した。
また、鎌ヶ谷市における鎌ヶ谷市火災予防条例の規定どおりに設置されている住宅用火災警報器の条例適合率について説明をした。
- 警防課長 最近3か年の救急出動件数、平成30年傷病程度別搬送人数の説明をした。
また、今後の救急出場件数削減に向けた対策を説明した。
- 鈴木議長
中村委員 各委員に質問を求めた。
資料7ページ(7)大規模災害時応援に要する経費について、具体的な内容を教えてください。
- 警防課長 大地震などの大規模な災害が発災した際の応援体制といたしましては、千葉県内の消防機関による「千葉県消防広域応援隊」、そして全国規模の「緊急消防援助隊」がございます。千葉県消防広域応援隊と緊急消防援助隊に、鎌ヶ谷市は、消火部隊、救急部隊、後方支援部隊を登録しており、被災地等の要請又は指示により応援出動することとなります。出動した際の活動については、原則として食料や燃料等は自隊で確保するものとしており、これに要する経費を予算計上しているものでございます。
- 篠田委員 市ホームページの消防本部からのお知らせに「すべての飲食店に消火器の設置が必要になります」との掲載がありましたが、その内容を教えてください。
- 予防課長 はじめに、「すべての飲食店に消火器の設置が必要になった」経緯についてご説明いたします。
皆様のご記憶にもまだ新しいところだと思いますが、平成28年12

月、新潟県糸魚川市で発生した火災が、今回の契機になっております。この火災はラーメン店のコンロから出火し、強風であった当時の気象状況も重なり、147棟の建物が焼損、鎮火に至るまでに30時間を要した大規模な火災でございました。この火災を受け、国では消防法施行令を平成30年3月28日に改正し、飲食店等における消火器具の設置基準を見直したものでございます。

消防法施行令の改正内容は、これまでは延べ床面積150平方メートル以上の飲食店に対し、消火器の設置を義務付けておりましたが、改正後は、延べ床面積が150平方メートル未満の飲食店につきましても、コンロやレンジ、かまど等の機器を使用する場合は、今年の10月1日から消火器の設置が義務付けられたものでございます。

篠田委員

新しく消火器の設置義務がある飲食店がどのくらいあるか教えてください。

予防課長

現在のところ把握できていない状況のため、平成31年10月1日の施行に向け、消防職員が平成31年4月1日から調査を実施する予定です。

澁谷委員

資料9ページに記載されている消防団車両更新事業で、「消防ポンプ自動車1台（第2分団車両）」とありますが、今後の消防団車両の更新予定について教えてください。

消防総務課長

はじめに、消防団車両の配備状況、更新基準についてご説明いたします。

本市の消防団は、第1分団から第8分団に各1台の消防ポンプ自動車を配備しております。

消防車両の更新基準は、「鎌ヶ谷市消防用自動車更新基準」で定めており、消防団車両の更新基準は、18年でございます。

今後の消防団車両更新予定でございますが、平成31年度は第2分団、平成32年度は第5分団、平成33年度は第3分団及び第4分団、平成34年度は第6分団及び第7分団、平成35年度は第1分団及び第8分団で8台全ての更新が完了する予定でございます。

廣部委員

昨年の10月15号の「広報かまがや」に「4月1日から違反對象物の公表制度が始まります」という掲載がされていましたが、「公表制度」とは、どのような制度なのか教えてください。

予防課長

はじめに、公表制度の経緯についてご説明いたします。

近年の火災は、不特定多数の方が利用する建物や、一人で避難することが困難な方が利用する建物において、多くの被害と死傷者が発生しております。例をあげますと、平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災では7名、平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災では、5名の尊い命が失われております。

これらの建物には、重大な消防法令違反が存在していたことから、国が審議を重ねた結果、市町村条例に公表制度を規定し、危険な建物を市民の皆様公表することにより、自らの危険を回避するとともに、建物所有者にも防火安全に関する認識を高め、被害軽減を図ることを目的として公表制度が始まったものでございます。

鎌ヶ谷市では、平成30年9月に鎌ヶ谷市火災予防条例の一部改正を行いましたので、周知期間を半年間設け、平成31年4月1日より公表制度を開始する予定でございます。

なお、公表制度の対象となるのは、飲食店や物品販売店、ホテルや病院など不特定多数の方が利用する建物でございます。

廣部委員
予防課長

重大な消防法令違反とは何か教えてください。

重大な消防法令違反とは、飲食店等の対象となる防火対象物で、設置が義務付けられている、自動火災報知設備、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備を消防法令に違反して設置されていないものでございます。

長瀬委員

資料8ページ、2非常備消防費の(2)消防団装備品整備事業について、これまでの整備内容と、今後の計画について伺います。

警防課長

平成27年度に、消防団の活動服について、伸縮性があり活動性が高く、また、背中に大きく「消防団」と表示することで視認性がよく、職員との判別が付きやすいものに更新いたしました。更新については夏用、冬用それぞれ163着を更新いたしました。

平成28年度には、割れたガラス等での怪我を防ぐため耐切創性の手袋を160双、災害活動を効率的に行うためのトランシーバーを各分団3機ずつ整備いたしました。

平成29年度からは、防火衣一式を、消防団の定員177人から女性部11人分を除いた166着分の更新を計画的に行っており、平成29年度に61着を更新いたしました。今後は、平成31年2月末に30着、平成31年度に45着、平成32年度に30着の更新を行う予定でございます。

鈴木議長
篠田議長
予防課長

その他の質問を各委員に求めた。

平成31年1月に発生した5件の火災の内訳について教えてください。

平成31年1月に発生した火災は、「建物火災」3件、「その他火災」2件でございます。

鈴木議長
事務局

その他の連絡事項を求めた。

任期についての説明及び平成31年度第1回消防委員会開催について、平成31年7月1日開催予定である旨、連絡した。

警防課長

消防委員会の参加する消防団行事予定(消防団辞令交付式：平成31年4月6日(土曜日)・東葛飾支部消防操法大会：平成31年6月30日(日曜日))について連絡した。

鈴木議長
消防総務課長

議事を終了した。

平成30年度第2回消防委員会会議閉会を宣言した。

8 会議録署名人の署名

以上会議経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成31年2月21日

氏名 澁谷 誠 幸

氏名 廣部 信 隆